

令和5年度当初予算額 1兆4,676億円の内数 → 令和6年度予算案 1兆8,186億円の内数 【令和5年度補正予算額】 【337億円の内数】

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容>

① 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等 令和5年度当初予算額 1,240億円の内数 → 令和6年度予算案 1,398億円の内数 【令和5年度補正予算額】 【29億円の内数】

- 「こども未来戦略」に基づく、放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- 人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ
- 賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援の補助基準額の引き上げ
- 待機児童が100人以上発生している市町村等に対する送迎支援の補助基準額の引き上げ
- 待機児童の解消を図るため、施設整備費に係る国庫補助率の嵩上げの継続
- 放課後居場所緊急対策事業（児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援）の補助対象範囲の拡大

【令和5年度補正予算】

- 待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担の軽減
- 学校の敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもが共に過ごし交流する場の一体的な整備の推進
- 放課後児童クラブにおける業務のICT化の推進

② 出産・子育て応援交付金の着実な実施 370億円 → 624億円 【1億円】

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施

【令和5年度補正予算】

- 給付金の支給状況や伴走型相談支援の相談記録等を自治体間で情報連携するためのシステムの仕様書の作成

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容（続き）>

	令和5年度当初予算額		令和6年度予算案	【令和5年度補正予算額】
③ 地域のこども・子育て支援の推進	1, 913億円の内数	→	2, 141億円の内数	【69億円の内数】

- 身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備の推進
- 新たな家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の創設
- 「こども未来戦略」に基づく、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の拡充
- 子育て短期支援事業の充実（専従職員の加配や親子入所支援等の創設）
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所の推進（週6日以上開所する場合の基本分単価の拡充）
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着の推進（「預かり手増加のための取組加算」の充実、提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援）

【令和5年度補正予算】

- 子育て短期支援事業や児童育成支援拠点事業に関する整備の推進（施設整備費の創設）
- 地域子ども・子育て支援事業における業務のICT化の推進

④ こどもの居場所づくりの推進	67億円の内数	→	67億円の内数	【74億円の内数】
------------------------	----------------	----------	----------------	------------------

※「こどもの居場所づくりに関する指針」策定後、速やかに居場所づくりの取組を推進するため、令和5年度補正予算で前倒しして実施

【令和5年度補正予算】

- 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等の支援
- NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続
- 地域における「こどもの居場所」として、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率の嵩上げ（1/3→1/2）を実施

⑤ 児童手当の抜本的拡充	1兆2, 199億円	→	1兆5, 246億円	【232億円】
---------------------	-------------------	----------	-------------------	----------------

- 「こども未来戦略」に基づく、児童手当の抜本的拡充（①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円 等） ※次期通常国会に所要の法案を提出

【令和5年度補正予算】

- 児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合に、改修等に必要な経費を奨励的に助成

1 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等

1, 240億円の内数 → 1, 398億円の内数 【29億円の内数】

①放課後児童健全育成事業（運営費（子ども・子育て支援交付金））【拡充】

1, 046億円の内数 → 1, 223億円の内数（+177億円の内数）

- ▶ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。
- ▶ 「子ども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、運営費（基本分単価）について、**現行の補助基準額に加え「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設**する。
- ▶ **人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ**を行う。
- ▶ 賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの**賃借料支援の補助基準額の引き上げ**や、待機児童が100人以上発生している市町村等に対する**送迎支援について、補助基準額の引き上げ**を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3
 【拡充内容に係る補助基準額案】

放課後児童健全育成事業（基本分単価） ※児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合		(令和5年度)	(令和6年度案)
（創設） 常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合 ・・・	1支援の単位当たり（年額）	—	→ 6,552千円
（現行） 放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合・	1支援の単位当たり（年額）	4,734千円	→ 4,868千円
放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合・	1支援の単位当たり（年額）	3,978千円	→ 4,088千円
放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助））・・・	1支援の単位当たり（年額）	3,066千円	→ 3,374千円
放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）・・・	1支援の単位当たり（年額）	521千円	→ 536千円 → 1,073千円（※）

（※）待機児童が100人以上発生している自治体の場合

【令和5年度補正予算】

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 8億円

- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

②子ども・子育て支援施設整備交付金（放課後児童クラブの整備費）【拡充】 159億円 → 142億円（▲17億円）

- ▶ 市町村整備計画に基づく放課後児童クラブの施設整備等に要する経費の一部を補助する。
- ▶ 「こども未来戦略」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、**施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続**する。

【設置主体】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助割合】

公立の場合：国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

民立の場合：国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

※放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等【令和6年度も継続】

公立の場合：国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

【令和5年度補正予算】

放課後児童クラブの受け皿整備 21億円

- ・ 待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。
- ・ 学校の敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場の一体的な整備を推進する。

③放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）【拡充】 11億円の内数（+0.4億円の内数）

- ▶ 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できないこどもの受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額（案）】

①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,086千円（年額）

②環境整備のための設備費等・・・・ 1か所当たり 500千円（年額）

【補助対象要件】

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) **学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】**
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

④小規模多機能・放課後児童支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

1.1 億円の内数（+0.4 億円の内数）

➤ 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（案）】

- ①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 か所当たり 1,086千円（年額）
 （※）市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,286千円
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算・・・ 1 か所当たり 694千円（年額）
- ③環境整備のための設備費等・・・・・・・・ 1 か所当たり 2,000千円（年額）

⑤放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（保育対策総合支援事業費補助金）

1.1 億円の内数（+0.4 億円の内数）

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業の中で実施

➤ 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

【実施主体】 市町村（又は都道府県） ※実施主体が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/2、市町村（又は都道府県）：1/2

【補助基準額（案）】 1 自治体当たり 4,064千円（年額）

⑥放課後児童クラブの人材確保支援（保育対策総合支援事業費補助金）

1.1 億円の内数（+0.4 億円の内数）

保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育人材等就職・交流支援事業の中で実施

➤ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とした際の追加費用（人件費、事務諸費）を加算により補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 ※実施主体が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額（加算）（案）】

1 自治体当たり 1,280千円（年額）

② 出産・子育て応援交付金の着実な実施

370億円

→

624億円

【1億円】

出産・子育て応援交付金【拡充】

370億円

→

624億円(+254億円)

- ▶ 「こども未来戦略」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を着実に実施する。

【令和5年度補正予算】

出産・子育て応援交付金調査研究委託費 1億円

- ・ 出産・子育て応援交付金について、給付金の支給状況や伴走型相談支援の相談記録等を自治体間で情報連携するためのシステムの仕様書を作成する。

③ 地域のこども・子育て支援の推進

1, 913億円の内数

→

2, 141億円の内数

【69億円の内数】

①利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

(子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 1, 920億円の内数 → 2, 208億円の内数(+ 287億円の内数))

- ▶ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
- ▶ こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
- ▶ また、**利用者支援事業（基本型）を見直し、保育所や地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が子育て世帯の身近な相談機関（地域子育て相談機関）を担うための体制整備を推進**する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6

【補助基準額案】

利用者支援事業（基本型）

(令和5年度)

(令和6年度案)

1か所当たり（年額） 基本型 7,688千円（専任職員1名以上） → **基本Ⅰ型 7,730千円※（専任職員1名以上、週5日以上開所）****基本Ⅱ型 2,433千円※（専任職員1名以上）****基本Ⅲ型 300千円（保育所・地域子育て支援拠点事業等を活用）**

(※) 地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、上記のほか「こども家庭センター連携等加算300千円」が算定可

②子育て世帯訪問支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、新たに子育て世帯訪問支援事業を創設し、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
- 「こども未来戦略」に基づき、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の拡充を図る。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

・ 基本分	1時間当たり 1,500円（訪問支援経費）	・ 利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
	1件当たり 930円（交通費）	①生活保護世帯	1,500円	930円
・ 事務費・管理費	1事業所当たり 564,000円	②市町村民税非課税世帯（※1）	1,500円	930円
・ 研修費	1市町村当たり 360,000円	③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（※2）	1,500円	930円
		（※1）1世帯あたり96時間/年を超えた場合	1時間当たり1,200円、1件当たり740円	
		（※2）1世帯あたり48時間/年を超えた場合、	1時間当たり 900円、1件当たり560円	

③児童育成支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、新たに児童育成支援拠点事業を創設し、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

・ 基本分	1事業所当たり	15,854千円（※）
・ ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円
・ 心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円
・ 送迎加算	1事業所当たり	1,451千円（※）
・ 長時間開所加算		
（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり	944千円（※）
（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	225千円（※）
・ 賃借料支援加算	1事業所当たり	3,000千円
・ 開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

（※）週5日開所の場合

④親子関係形成支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

- ▶ 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、新たに**親子関係形成支援事業を創設**し、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

○基本分 1講座（4回分） 88,400円（※）

（※）講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（実施回数が10回を超える場合は、以降同額）

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援 1市町村当たり 100,000円

○利用者負担軽減加算（1人当たり）

①生活保護世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 1回当たり 2,210円

②市町村民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・ 1回当たり 1,770円

③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯・・ 1回当たり 1,330円

⑤子育て短期支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

- ▶ 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。
- ▶ 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、**親子入所等支援等の新たな支援を創設**するとともに、**子育て短期支援事業に専従する職員の加配**を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

①運営費

(1)短期入所生活援助（ショートステイ）事業

・ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）

・ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）

・ **親子入所利用保護者**及び緊急一時保護の親
年間延べ日数 × 1,200円（600円）

・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

(2)夜間養護等（トワイライトステイ）事業

・ 夜間養護事業

基本分 年間延べ日数 × 900円（400円）

宿泊分 年間延べ日数 × 900円（400円）

・ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

②専従人員配置支援 1か所当たり 6,497千円

③開設準備経費 1か所当たり 4,000千円

⑥地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

(子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 1, 920億円の内数 → 2, 208億円の内数 (+ 287億円の内数))

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、**週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充**を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 【拡充内容に係る補助基準額案】

基本事業（一般型）	（令和5年度）		（令和6年度案）
5日型・・・	8,639千円（常勤職員を配置の場合）	→	8,714千円 （常勤職員を配置の場合）
6日型・・・	9,251千円（常勤職員を配置の場合）	→	9,739千円 （常勤職員を配置の場合）
7日型（新設）・・・	—	→	10,772千円（常勤職員を配置の場合）

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】
 1, 847億円の内数 → 2, 074億円の内数（+228億円の内数）

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。
- 提供会員の増加・定着を推進するため、「**預かり手増加のための取組加算**」の充実や、**提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援**を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 【拡充内容に係る補助基準額案】

- ・預かり手増加のための取組加算【拡充】
 - ① **1,200千円**（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）【新設】
 - ② 500千円～1,500千円（提供会員の増加数等に応じてよりきめ細かく段階的に設定）【拡充】

援助を行う会員数	増加数・割合	加算額		援助を行う会員数	増加数・割合	加算額
19人以下	+2人以上	500千円	➡	19人以下	+2人以上	500千円
20人～199人	+1割以上	1,000千円		20人～ 99人	+1割以上	1,000千円
200人以上	+20人以上	1,500千円		100人～199人	+1割以上	1,300千円
				200人以上	+20人以上	1,500千円

- ・提供会員の定着促進加算【新設】
 提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算 **500千円**

【令和5年度補正予算】

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 8億円（再掲）

- 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

次世代育成支援対策施設整備交付金 62億円の内数

- 安心こども基金に計上していた児童育成支援拠点事業及び子育て短期支援事業専用施設の整備費について、令和6年度以降、次世代育成支援対策施設整備交付金に計上することにより、継続して支援を行う。

令和5年度当初予算額

令和6年度予算案

【令和5年度補正予算額】

67億円の内数

→

67億円の内数

【74億円の内数】

4

こどもの居場所づくりの推進

※「こどもの居場所づくりに関する指針」策定後、速やかに居場所づくりの取組を推進するため、令和5年度補正予算で前倒しして実施

【令和5年度補正予算】

こどもの居場所づくり支援体制強化事業（こども政策推進事業費補助金） 13億円

- 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等の支援
- NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	5,458千円
1 特別区・中核市あたり	3,434千円
1 市町村あたり	1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	4,133千円
1 特別区・中核市あたり	3,885千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり	15,200千円（3名以上配置の場合）
	10,259千円（2名配置の場合）
	5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限）

次世代育成支援対策施設整備交付金 62億円の内数（再掲）

- 地域における「こどもの居場所」として、中・高生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率の嵩上げ（1/3→1/2）を実施

令和5年度当初予算額

令和6年度予算案

【令和5年度補正予算額】

5 児童手当の抜本的拡充

1兆2,199億円 →

1兆5,246億円

【232億円】

児童手当等交付金 **【拡充】**

1兆2,199億円 →

1兆5,246億円 (+ 3,047億円)

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」に基づき、以下の抜本的拡充を行う。※次期通常国会に所要の法案を提出
 - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について**高校生年代まで延長**する。
 - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第3子以降3万円**とする。
 ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、**22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象**とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。
 - 3) 支払月を年3回から、**隔月（偶数月）の年6回**とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。

【令和5年度補正予算】

児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円

- ・ 児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。（国10/10負担）

(参考資料)

放課後児童クラブの受け皿整備の推進等

令和5年度予算額 1, 240億円の内数 → 令和6年度予算案 1, 398億円の内数

子ども・子育て支援交付金	令和5年度	1, 046億円	→	令和6年度予算案	1, 223億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和5年度	159億円	→	令和6年度予算案	143億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	25億円の内数	→	令和6年度予算案	22億円の内数
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	10億円の内数	→	令和6年度予算案	11億円の内数

施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費（基本分）の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後こども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

<嵩上げ後の自治体負担分の一部補助（令和5年度補正予算）>

公立の場合：（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

→ 国5/6、都道府県1/12、市町村1/12

民立の場合：（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

→ 国5/8、都道府県1/16、市町村1/16、社会福祉法人等1/4

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

※学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大。【拡充】

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和6年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額（案））

- ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合：6,552千円（1支援の単位当たり年額）
- ・国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（1支援の単位当たり年額）

② 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、1支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・1支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・1支援の単位当たり年額：536千円
- ・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。



2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ① 国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ② 放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2. 施策の内容

【対象事業】

○賃借料補助

- ①学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金含む。）を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。
- ②学校敷地内又は公有地内において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用（リース代）を支弁する。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

賃借料補助の補助基準額を見直し、放課後児童クラブにおける1支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定する。

【補助基準額（案）】

1支援の単位当たり年額：3,374千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。

2. 施策の内容

- 放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合に補助基準額の引き上げを行う。

【補助基準額（案）】

- ・ 1支援の単位当たり年額：536千円
- ・ 待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円【拡充】

<保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）>

令和6年度予算案 11億円の内数（10億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1 対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

2 職員体制：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。

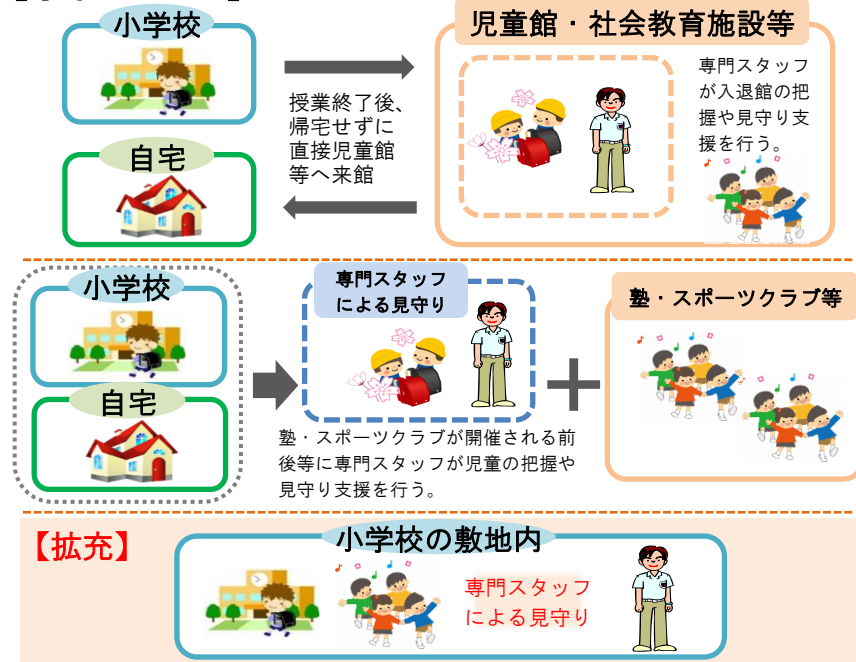
3 開所日数等：原則週3日以上、かつ1日2時間以上

4 実施場所：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

5 対象事業の要件

- （1）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- （2）塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- （3）学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
- （4）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（案）】 ①運営費：1,086千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

1 事業の目的

- 地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ また、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

(2) 翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く）

3 実施主体

市町村（市町村が認めた者に委託可）

4 補助率

【補助率】

国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額（案）】

- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 . . . 1 か所当たり 500,000円
- (2) 翻訳機等の購入 1 か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



地域子育て支援拠点事業におけるICT化の取組事例

（オンラインを活用した子育てひろばの事例）



子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

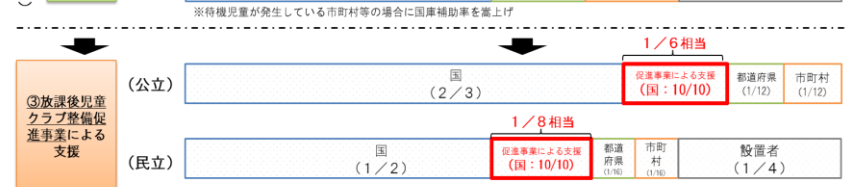
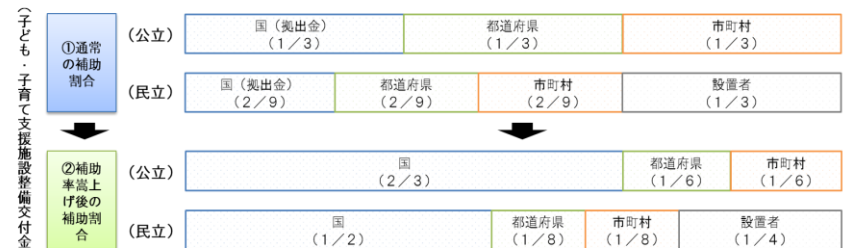
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

- 放課後児童クラブの状況については、令和5年5月1日時点の速報値で登録児童数が1,445,459人、待機児童数が16,825人となっており、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく約152万人の受け皿整備の早期達成に向けて、引き続き取組を推進していく必要がある。
- 待機児童解消に向けて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営を推進しているが、小学校35人学級の実施や特別支援学級の増加等による余裕教室等のスペース不足から学校内での対応が難しくなっており、学校外の資源を活用する必要がある。
- 現在、学校敷地内で放課後子供教室と一体的に実施している放課後児童クラブに対して、補助基準額を引き上げて一体的な実施を推進しているが、学校外で放課後児童クラブを利用する子どもと地域の子どもが共に過ごし交流する場を一体的に整備をする場合も、既定予算の範囲内において、学校敷地内の場合と同様の補助基準額とする。

放課後児童クラブの施設整備費の補助基準額

現
行

- ・ 通常整備
31,298千円（1支援の単位あたり）
 - ・ 学校敷地内で放課後子供教室と一体的に実施する場合
62,596千円（1支援の単位あたり）
- ※学校敷地外で放課後子供教室と一体的に実施する場合は通常整備の補助単価を適用

見
直
し
後

- ・ 通常整備
31,298千円（1支援の単位あたり）
- ・ 学校敷地内で放課後子供教室と一体的に実施する場合
62,596千円（1支援の単位あたり）
- ・ 学校敷地外で地域の子どもと共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合
62,596千円（1支援の単位あたり）

(参考資料)

出産・子育て応援交付金の着実な実施

<妊娠出産子育て支援交付金>
令和6年度予算案

624億円 (370億円) ※ ()内は前年度当初予算額

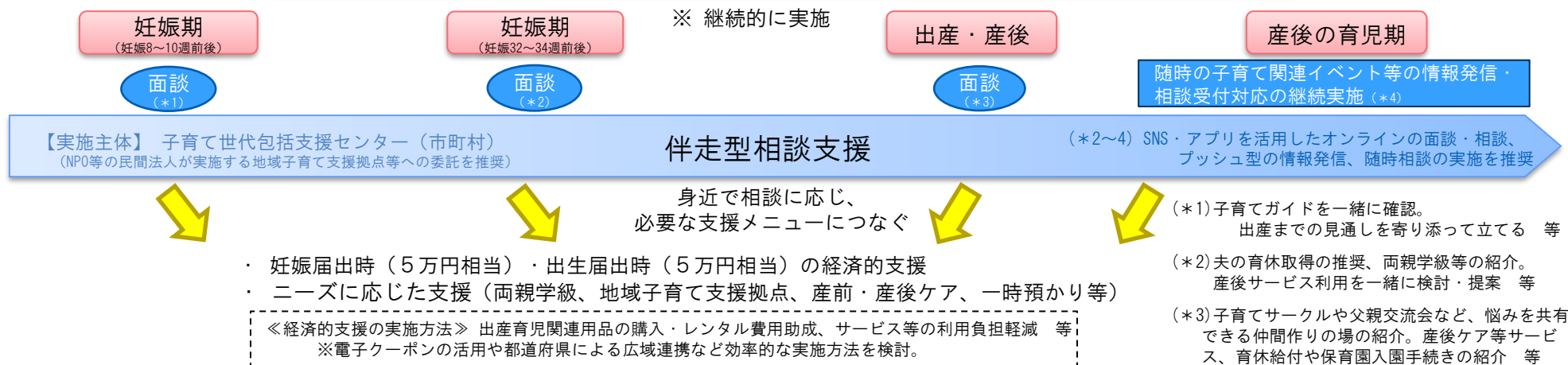
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

5 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

(参考資料)

地域のこども・子育て支援の推進

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→**当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→**地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R3年度	981	379	1,675	—	3,035
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型）） 成育局 成育環境課

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
 令和6年度予算案 **2,208**億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

2 施策の内容

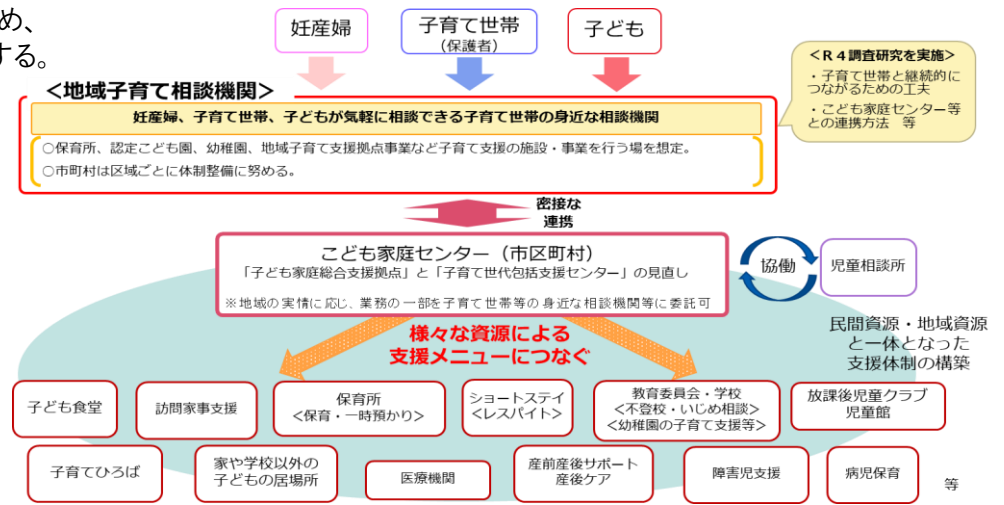
- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

5 見直し内容

現行	見直し案
基本型 1カ所あたり 7,688 千円 ※要件:専任職員1名	基本Ⅰ型 1カ所あたり 7,730 千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
	基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433 千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
	基本Ⅲ型 1カ所あたり 300 千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる。

利用者支援事業（こども家庭センター型）

支援局 虐待防止対策課
成育局 母子保健課

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円（1,920億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

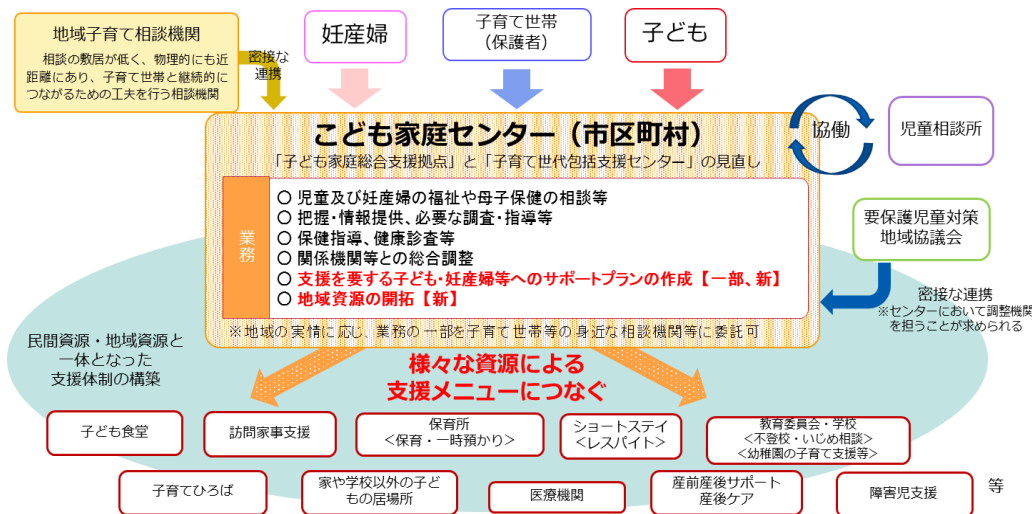
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

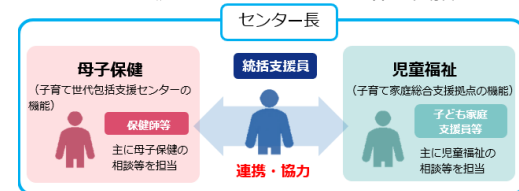
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの設置の有無に関わらず、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターを設置していない場合、補助対象外となります。）

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

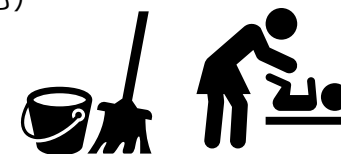
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり 900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

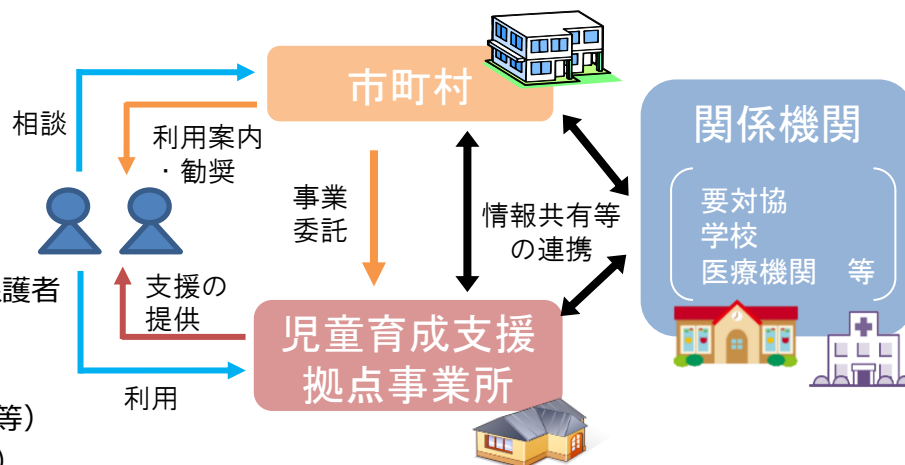
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村 (市区町村が認めたものに委託可)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価 (案)】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円 (※)	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり	944千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	225千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円 (※)	○賃借料支援加算	1事業所当たり	3,000千円
	※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる		○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 **2,074**億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合



(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

- 1 運営費
 ※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
- (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



2. 施策の内容

○**一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○**連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

3. 実施主体等

○**実施主体** 市町村(特別区を含む)

○**負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○**主な補助単価(令和6年度予算案)** ※ 開設日数等により単価が異なる

【基本事業】・一般型 8,714千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
9,739千円(6日型、常勤職員を配置の場合)
(新設)10,772千円(7日型、常勤職員を配置の場合)
 →現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設

・連携型 3,257千円(5～7日型の場合)

【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
 3,247千円(一般型(5日型)で実施した場合)

・地域支援加算1,592千円

・特別支援対応加算1,111千円

・育児参加促進講習休日実施加算 425千円

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○**実施か所数の推移**(単位:か所数)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
7,431	7,578	7,735	7,856	7,970

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

2. 施策の内容

○主な実施要件

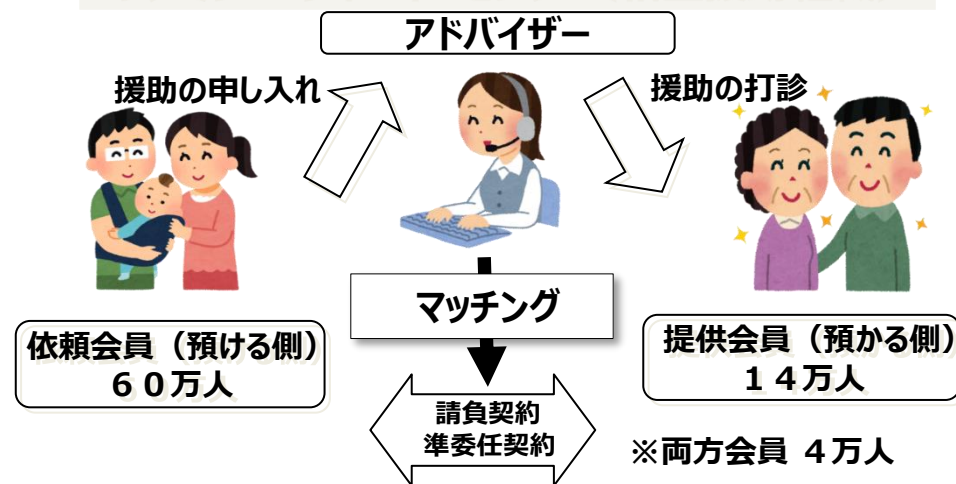
- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施市町村（令和4年度）982市町村、（令和3年度）971市町村

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



3. 実施主体等

○実施主体：市町村（特別区を含む） ○負担割合：国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

【病児・緊急対応強化事業】 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）【新設】

②500千円～1,500千円（提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）【拡充】

【提供会員の定着促進加算】 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）【新設】

【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算案
555億円
(令和5年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

(参考資料)

こどもの居場所づくりの推進

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円
 1 特別区・中核市あたり 3,434千円
 1 市町村あたり 1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円
 1 特別区・中核市あたり 3,885千円
 1 市町村あたり 2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）
 10,259千円（2名配置の場合）
 5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・職員養成施設 ・児童養護施設 ・自立援助ホーム ・児童心理治療施設 ・ファミリーホーム ・児童自立支援施設 ・一時預かり事業所 ・児童家庭支援センター ・地域子育て支援拠点事業所 ・児童厚生施設（児童館） ・利用者支援事業所 ・児童相談所一時保護施設 ・子育て支援のための拠点施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・障害児入所施設 ・乳児院 ・児童発達支援センター ・母子生活支援施設 ・児童発達支援事業所
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】 定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

(参考資料)

児童手当の抜本的拡充

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 **1兆5,246億円 (1兆2,199億円)** ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																																																
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																																																
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦とこども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																																																
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																																																
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																																																
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																																																
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																																																																																
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付(所得制限以下)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付(所得制限以下)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	地方	3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付(所得制限以下)		2/3	1/3	2/3	1/3	3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付(所得制限以下)		2/3	1/3	2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>支援納付金(※)</td> <td>3/5</td> <td></td> <td></td> <td>4/15</td> <td>2/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>事業主</td> <td>2/5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>支援納付金</td> <td>1/3</td> <td></td> <td></td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>事業主</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者			非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	地方	3歳未満	支援納付金(※)	3/5			4/15	2/15	所属庁 10/10	事業主	2/5					3歳以降	支援納付金	1/3			4/9	2/9	所属庁 10/10	事業主				4/9	2/9
	被用者			非被用者		公務員																																																																												
	事業主	国	地方	国	地方																																																																													
3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																																											
	児童手当 特例給付(所得制限以下)		2/3	1/3	2/3	1/3																																																																												
3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																																											
	児童手当 特例給付(所得制限以下)		2/3	1/3	2/3	1/3																																																																												
	被用者			非被用者		公務員																																																																												
	事業主	国	地方	国	地方																																																																													
3歳未満	支援納付金(※)	3/5			4/15	2/15	所属庁 10/10																																																																											
	事業主	2/5																																																																																
3歳以降	支援納付金	1/3			4/9	2/9	所属庁 10/10																																																																											
	事業主				4/9	2/9																																																																												

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

1 事業の概要及び内容

○ 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直しの円滑な実施に向けて、地方自治体が業務システムの改修等を行う場合に、当該取組みに要する臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

- 「こども未来戦略方針」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」において、児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、
 - ・ 所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
 - ・ 児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。との方針が示され、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中（令和6年度中）に実施できるよう検討することとされている。
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。」こととされている。

2 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 定額（国10/10相当）